

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

——フランス革命戦争・ナポレオン戦争期を中心に——

金崎邦彦

はじめに

「長い一八世紀」を通して戦争が始まる度に、ブリテン海軍は人員徴集に頭を悩ませ続けてきた。志願兵だけでは定員を満たすことが困難だったため、強制徴募(impressment)が用いられた。強制徴募とは、時として暴力を使い本人の意思に反して人員を海軍に入隊させる人員徴集方法の一つである⁽¹⁾。近年、強制徴募に関する研究が盛んである。従来、海軍は非常に劣悪な環境であり、五割から七割の水兵が強制徴募されたと考えられてきたが、N・A・M・ロジャヤーが社会的アップローチを試み、強制徴募が従来指摘されてきたほど抑圧的ではないと主張し

た⁽²⁾。しかし、ダニエル・エニスが強制徴募の表象を、ニコラス・ロジャヤースが強制徴募に対する抵抗について、デンバー・ブランズマンが大西洋史の観点から強制徴募を考察し、それぞれ強制徴募は抑圧的な制度であり数多くの抵抗を引き起こしたと評価している⁽³⁾。一方、J・ロス・ダンシーは本格的な数量分析を行い、ロジャヤーの主張を支持した。すなわち、各艦に保管される水兵名簿を用い約二七〇〇〇人分のデータを分析することで、強制徴募されたのは全体の水兵の五人に一人に過ぎず、強制徴募はより小さな害悪であると結論付け、従来の説の修正を試みた⁽⁴⁾。このように、強制徴募に関する評価は定まっているとはいえない。

特に、ダンシーの研究はこれまでされてこなかった大規

模な数量分析を行ったという点で重要である。しかし、たとえダンシーの主張したように、従来主張されてきたほどに強制徴募された水兵の数が多くなかったとしても、強制徴募がブリテン社会に及ぼした影響についても過小評価されてよいだろうか。エニスが取り上げたように、表象文化の中で強制徴募は重要な主題であったし、ロジャースが指摘したように強制徴募に関する騒擾も多数発生しているのである。

そこで、本稿では、一九八〇年代中葉から歴史学で採用されはじめた「政治文化」(Political culture)とこの概念を利用して、強制徴募が港湾都市に与えた影響を分析したい。リン・ハントや近藤和彦によると、政治文化とは、人々が共有する政治的言動のルールであり、集合的な意図や行動を表現し定める価値と期待と暗黙のルールである。⁽⁷⁾一八世紀における人民の政治文化を考察したハリー・ディキンソンが、民衆行動における政治文化と、都市の中流層と都市当局のそれとを分けて分析したように、⁽⁸⁾本稿においても、第一章で民衆が参加した強制徴募騒擾の動機、結果と地方当局の対応を検討し、第二章で主要な海港都市であるブリストルの都市エリートや利害団体、商人が、強制徴募に対してどのような経路を用いて中央と交渉しようとしたか、それはいかなる理由からかを明らかにする。強制徴

募をめぐる政治文化を分析することで、強制徴募の問題が海港都市に根深く影響を及ぼしていたことが明らかになるだろう。

第一章 強制徴募騒擾

一八世紀ブリテンでは、民衆による社会的抗議の手段として騒擾が頻発した。⁽⁹⁾特に食糧暴動が多かったが、強制徴募はパン価格、通行料徴収所と通行料、消費税といった暴動の原因となる不平不満の一つでもあった。⁽¹⁰⁾リューデとトムスンによると、一八世紀におけるブリテンの暴動には、暴動が発生する「きっかけ」と「下に横たわっている原因」があり、暴動には政治的意図があるとされる。とりわけ、トムスンはモラル・エコノミー (moral economy) 論を用いて食糧暴動を説明する。すなわち、民衆が伝統的な権利や慣習を守っているという信念を持ち、かつ共同体によるコンセンサスに支えられているという正当性の概念に基づいて、不当な食糧価格のつり上げは道徳に反するという理由で行動を起こしたのであると。また、近藤はモラル・エコノミー論を提示する前に、互酬関係を想定する必要があると指摘する。互酬関係とは、統治階層と従属的にみえる階層との間でのやりとりとされる。⁽¹¹⁾

従来の先行研究では、人員徴集に関する騷擾について、このモラル・エコノミー論を用いて説明しない。マコードとプリユスタは、イングランド北東部における水夫の労働運動を考察する中で、当地の強制徴募騷擾にも着目している。彼らは、騷擾の原因として海軍における給料の低さを挙げている一方、政治的な活動とのつながりには疑問を呈している¹²⁾。一七九四年のロンドンにおける誘拐斡旋業者 (crimp) に対する騷擾について分析したステイブンスンは、民兵法案への反発と強制的な徴集への反感が結びついて騷擾が勃発したものの、誘拐斡旋業者の家屋のみが破壊されていることから騷擾は抑制的であったことを指摘している¹³⁾。アメリカ植民地における強制徴募騷擾に言及したラインバウとレデイカーは、水夫が他の労働者や黒人と協力して自由を求めて戦ったことを強調している¹⁴⁾。ロジャースは、強制徴募騷擾の数を計算し、一七三八年から一八〇五年の間に六〇二件発生したとした。さらに強制徴募に関する騷擾は食糧暴動に比べて非常に暴力的であることを指摘している¹⁵⁾。先行研究は、強制徴募騷擾はただ単に強制徴募に反対するためではなく、その他の不満が原因となつて発生したと評価していることがわかる。

そこで、本章では、強制徴募騷擾の多様な主体が活動する場と、その外の統治階層との相互作用を考慮しつつ、騷

擾の原因、民衆の動機と当局の対応を検討する。具体的には、性格の異なる二つの騷擾を、モラル・エコノミー論を用いて分析することで、強制徴募に関する民衆の政治文化を明らかにしたい。

一七九三年二月から三月にかけてのイングランド北東部における強制徴募騷擾

本節では、ニューカースルを中心とするイングランド北東部における強制徴募騷擾を分析する。ニューカースルから海岸に至るタイン川流域であるタインサイドは、一四世紀から石炭を産出しており、安価な海上輸送でロンドンに石炭を供給していた。石炭の沿岸輸送に使われていた石炭船 (collier) は、タイン川を上るには大きすぎためタイン川河口で停泊していた。そのためタイン川の土手にある石炭貯蔵地から石炭船へ石炭を運ぶために、キール (keel) と呼ばれる楕円形で長さ約四〇フィートの船が使われた¹⁶⁾。キールを動かすキールメン (keelmen) は、一七八〇年代中頃には約四五〇〇人いたと考えられている¹⁷⁾。このような沿岸交易で水夫が多くいるために、北東部の諸港は、強制徴募の中心地であった¹⁸⁾。この市においては、広く市長、参事会員、シエリフ、市議会議員が権力を握っている。市長は民兵を監督しており、物価上昇や強制徴募

隊の活動に伴う社会不安の際には軍隊を呼んで暴徒に発砲させることができた。⁽¹⁹⁾

まず、タインサイドでの騷擾が起こった背景を明確にしたい。この北東部諸港の水夫は、石炭交易のための沿岸航行のおかげで、遠洋航行に携わる水夫よりも緊密に連絡を取り合い結集する機会が多いことから、水夫による効果的な組織化が容易であった。⁽²⁰⁾特にキールメンは、自分の経済的状況を改善するために一八世紀を通してストライキを打ってきた。⁽²¹⁾また、ブリテンと革命フランスとの戦争が始まる直前まで、石炭船水夫による賃上げ闘争が行われており、水夫の指導者による統制の取れた運動の結果、一七九二年一月には水夫の要求の一部を勝ち取った。⁽²²⁾このような水夫による集団行動の伝統が継続された結果、一八二四年に水夫の労組として実質的に初の常設組織である Seamen's Loyal Standard Organization が設立されたのである。⁽²³⁾

次に、強制徴募に抵抗する騷擾の動機を考察する。水夫やキールメンによる組織的抵抗が見られたタインサイドにおいて、一七九二年二月二日に「ピーター・ローズ海佐 (Captain Peter Rothe) が海軍省から強制徴募部を展開するように命令された。当地の水夫は、海軍における給料の低さに不満を抱いており、これが強制徴募への反発にも

つながった。一七九三年一月三〇日のニューカースル市長からの手紙によると、約一〇〇人の水夫が集まって以下のことを相談し決議した。海軍の給料では水夫の家族を養えないため、強制徴募の廃止を求めるというもので、いかなる強制徴募の試みにも抵抗することと、海軍の給料が水夫の家族の生活費に不足しているため、その件について国王陛下に請願を送ろうとしていることが記されている。その決議案はローズ海佐を通して海軍省へ送られようとしていた。このことから、水夫が直接の交渉役として徴募海佐を頼っていたことがうかがえる。水夫の行動への対抗策として、国による奨励金 (bounty)⁽²⁵⁾に加えて都市自治体が独自の奨励金を一等水兵に二ギニー、二等水兵に一ギニー出した。⁽²⁶⁾

しかし、この地方当局による対策は功を奏さなかった。二月二日にはホイッグ系のニューカースル・クロニクル紙に王国中の全ての水夫が彼らに参加するように促す公告を掲載し、トリー系のモーニングポスト紙は北東部の水夫のこの動きに対し、海軍の存在を脅かすような「非常に驚くべき連帯」(very alarming combination) に政府がなんらかの対策を取ることを希望した。⁽²⁷⁾水夫の決議文を載せたニューカースル・クロニクル紙の編集者を罰するべきという意見もあった。⁽²⁸⁾同紙の編集者が水夫に同情的だったこと

がわかる。フランス革命戦争が始まる前から、ティンサイドの水夫やキールメンは集団的な活動を行ってきたが、全国の水夫に連帯を呼びかけるというより先鋭的な行動に待た。

二月四日の市長からの手紙では、先日の奨励金政策は期待した結果が出ておらず、ニューカースルの水夫がシルズとサンダーランドの水夫と団結しようとする動きが見られることが述べられた。加えて、都市自治体だけでなくトリニティ・ハウスも一等水兵に一ギニー、二等水夫に半ギニーの奨励金を出すことが記されている。サンダーランドの強制徴募隊本部に投げ込まれた脅迫文も同封されており、これによるとサンダーランドの水夫は強制徴募隊を壊滅させる計画を立てており、早く強制徴募隊が出ていくほど良いと警告した。さらに、水夫の間で回覧されている「友よ、仲間の水夫達よ」と題された二月二日付の印刷文も同封されており、これを読むと、奨励金の増額だけでは問題の解決にならないことが明らかである。

奨励金の額が初めにいくら多いようにみえても、それは長く続かない。また、服やその他の必需品に奨励金を使ったら、我々は以前と同じ給料で生活しなくてはならない。(中略)我々は我が国の敵と相対する意向

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

を常に示しているのです、我々の現在の異議が臆病からではなく恐ろしいほどの貧苦に起因しているのです。(中略)我々は人として、ブリテン人として、キリスト教徒として、そのようなぞつとする権力の濫用をもちや支持することができない。一か月に二シリングだとすると、なんと一週間でたった五シリングだ！独り身の男が生活するのさえ少なすぎる。しかし、我々の多くは妻や家族を持っており、彼らの生存は我々の生活と成功にかかっている。(中略)我々が他の同輩と同じ、濫用された権力から守られる権利を求めるだけの際に、我々は王国のすべての立派で有徳な人に助けられるだろうことを疑わない³⁰。

このように、水夫らは、出征している間に家族が貧困に苦しまないために海軍の給料を増額してほしいと訴えた。また、給料が少ないままでの海軍への人員徴集に対し、権力の濫用を支持できないと主張しており、かつ、家族を養えるだけの給料は保証されるべきという伝統的な権利を守っているという信念をも見て取ることができると。

二月一六日付の市長からの手紙では、シルズにおいてリースホース号艦長ジェイムズ・レッキーによる強制徴募が成功した一方、ニューカースルでは、水夫がいま

だに強制徴募隊に抵抗する態度を示していると述べられている。³¹奨励金の増額以外の有効な手が打たれなかったこともあり、二月一八日と一九日について当地で暴動が発生した。サウスシールズの行政官からの手紙によると、一八日にはサウスシールズで、暴徒が「自由よ永遠に」(Liberty for ever)と大きな文字で書いたものを付けた棒を立てた。ノースシールズでは、水夫が上着を裏返しに着て強制徴募隊を追いやった。ただし行政官によると、労働者は何を得られるかわかっておらず、「より高い地位の人々」(People in higher ranks)によってそのかさされているとの見方もあった。³²全国紙タイムズでもこの出来事は報じられており、水夫は上着を裏返しに着るといふ侮辱行為を行ったあと、三度歓声を挙げ、強制徴募隊がシールズに入ろうものなら体を引き裂くことを誓った。³³群衆が儀礼を用いて暴動していることがわかる。一九日の朝には、触れ役が、全ての水夫は九時に集まるように、集まらなければ罰すると知らせてまわり、依然として水夫は連帯を示していた。水夫ばかりでなく船大工、指物師、靴製造人も暴動に参加した。行政官は石炭船が出港し、そのおかげで水夫が減ったことを幸運だと評しており、いかに水夫が集まって騒擾を引き起こしていたかがうかがえる。³⁴

この騒擾は、政治的性質を帯びているものだった。とい

うのもサウスシールズの行政官は、群衆が頻繁に「国王は知らない、トム・ペインよ永遠に」(No King, Tom Paine for ever)と叫ぶのを聞いたからである。³⁵ダラム市選出でホイッグの下院議員ラムトン (William Henry Lambton, 1764-1797) が受け取った手紙の抜粋を送っているが、それによるとシールズ、ニューカースル、サンダーランドの水夫は政府が妻や家族に手当を与えてくれるならば海軍に入る準備があるとのことだった。³⁶実際にニューカースルとシールズの水夫による給料増額を求める請願は二月二五日に下院で取り上げられたものの、水兵の給料は公共業務に関する資金の問題だが、この請願は国王からの推薦がないという技術的な理由で却下された。³⁷

三月一日には、ニューカースル市長と五人の参事会員から竜騎兵隊を呼んでほしいという手紙が送付された。強制徴募を実行するにあたって、イニスキリング竜騎兵隊を派遣するのはとても適切であり、竜騎兵隊が駐屯することで、水夫は強制徴募への抵抗を思いとどまるだろうと述べている。³⁸一八日には、シールズの水夫が約五〇〇人集まり、刀や拳銃で武装し、船を襲い、強制徴募された仲間を救おうとしたが、当地の役人の努力で、失敗した。翌日、水夫はニューカースルへ向かおうと計画したが、強力な軍隊が待ち構えていることを聞き、強制徴募隊員の一人

を乱暴に扱ったのちに解散した。彼らは舩船に囚われている仲間が苛酷に扱われているという理由で暴動を起こした。⁽³⁹⁾二八日には、ニューカースル市長と八人の行政官から手紙が送られた。これによると、当地の平安と秩序を守るために、文民行政のすぐ手の届くところに二、三の騎馬隊の配備を求める手紙で、具体的には「水夫の現在の騒然とした傾向と騒乱を引き起こすような精神は、最近は炭鋳夫や他の労働者に表れているため」、ニューカースルかその近隣に兵舎 (barracks) を建てるというものだった。⁽⁴⁰⁾

タインサイドでの騒擾では、水夫だけでなく他の労働者も連帯し、自律的に強制徴募に抵抗し、海軍の給料増を求める請願を徴募海佐を通して下院に送った。騒擾の多様な主体に対して、地方当局は独自の奨励金を出すという一時的な対策を取った一方で、海軍省と下院は根本的な解決に取り組まず、結局地方当局も軍隊を呼ぶことで騒擾を治めようとした。この騒擾は水夫の強制徴募が「きっかけ」となって発生したが、「下に横たわっている原因」は家族を養えないほどの海軍の給料の低さであった。さらに、「自由よ永遠に」という横断幕を用いたり、「国王はいらない、トム・ペインよ永遠に」と群衆が叫んだりするなど、政治的な性質をも帯びた騒擾だった。ロジャースは強制徴募騒擾の暴力性を強調するが、この騒擾では、確かに暴力は用

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

いられたものの、水夫が何度も集会を開くなど団結して行動しているばかりでなく、徴募海佐を通して議会に請願を送っていることなどから、統制の取れた騒擾だったといえる。しかし、騒擾の成果として、強制徴募を一部妨害するという短期的な目的は達成したものの、海軍の給料を上げるといふ長期的な目標は達成されず、一七九七年の水兵反乱⁽⁴¹⁾まで持ち越されることとなった。また、家族を養えるだけの給料が支払われるべきという伝統的な価値観を防衛するという信念に加えて、水夫以外の労働者も連帯していることやニューカースル・クロニクル紙の編集者が水夫の決議文を載せたことなどから、当事者である水夫の周りの民衆も水夫の活動を支持し、ますます運動の広がりを見たことがうかがえる。

一―二― 一八〇三年二月のチェスタにおける強制徴募騒擾

本節では、チェスタにおける事例を検討する。チェスタは、一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、伝統的な産業から新たな産業へ転換する時期であり、小売業が盛んになっていった。一八〇一年の国勢調査で、人口は約一五〇〇〇人だった。都市行政は市長、レコーダー、シエリフと、二四人の市参事会員と四〇人の市会員からなる市

議会で構成されていた。⁽⁴²⁾また、チェスタでは、強制徴募に對し不満が大きかった。一八〇三年一月二日に、チェスタの行政官は、扉を破壊して開けたり、海の仕事とは全く関係のない職人、自由人、徒弟、その他の住民を強制徴募したりするなど、強制徴募隊が非常に不適切に振る舞ってきたと記録している。⁽⁴³⁾このように、ナポレオンによる英本土侵略に對する脅威が高まっていた時期において、チェスタの強制徴募隊は手当り次第に人員を集めようと試み、結果としてチェスタにおける強制徴募隊の評判は悪かったのである。

チェスタの強制徴募隊は、義勇軍に所属していても、海に出た経験のある人物は強制徴募するようにという海軍省からの命令を受けていた。この命令の結果、一八〇三年一月二七日の夜にチェスタ義勇軍 (Chester Volunteer)⁽⁴⁴⁾の一兵卒で、何年かの海上経験のあるダニエル・ジャクソン (Daniel Jackson) が強制徴募され、ノースゲート留置場に監禁された。翌日の夜七時から八時にかけて、義勇軍はジャクソンを救出しに行くことに決め、街の人々 (Towns People) とともにチェスタの強制徴募隊本部まで行進した。そこで、ジャクソンの返還を要求し、本部の窓を破壊し、軍旗をはずすに引き裂いた。その後、義勇軍と街の人々は留置場へ向かい、ジャクソンを返さないと暴

力に訴えると警告した。すると義勇軍の指揮官がやってきて、留置場を攻撃するものは殺すぞと警告したものの、義勇軍に返り討ちにあった。そして義勇軍と人々は、留置場の窓とドアを破壊してジャクソンを救出し、彼を肩に担いで歓呼と勝利の叫びのなか市内を巡った。強制徴募隊は撤退せざるをえなかった。チェスタの市長と行政官は、強制徴募隊を指揮する士官に軍隊が到着するまで強制徴募隊を市内から出すように、そして状況が落ち着くまで活動を控えるようにと通知を送った。行政官からの要請で、リヴァプールからシュロップシャーの民兵隊の四個中隊が到着し、ようやく暴動が治まった。暴動の報告者が義勇軍の数人に話を聞いたところ、自分たちがしたことについて非常に申し訳ないと述べた。この事件の顛末は内務省へ知らされ、内務大臣ヨーク (Charles Philip Yorke, 1764-1834) は、平和を維持すべき義勇軍がこのような常軌を逸した行為に加担したことをひどく残念に感じ、法的な手続きができるように首謀者の情報を要求したのである。⁽⁴⁵⁾

一八世紀末から一九世紀初頭にかけてラディカリズムを指導したウィリアム・コベット (William Cobbett, 1763-1835) は、義勇軍の改善を求め義勇軍の制度に危険があることを知らせるための記事の中で、法と治安に對するあらゆるさまで大胆な抵抗の例としてこの暴動を取り上げてい

る。コベットは暴動を起こした義勇軍に対し、敵を追い払うことのできる軍隊なのか、下院から感謝を送られる英雄なのかと批判している。さらに、暴動を起こしたチェスタ義勇軍に対し、いまだに何の処分も下されていないと糾弾した。そして、コベットはこのチェスタの報せが港湾都市に届き、義勇軍が水夫の避難所にならないかという不安を吐露しているのである⁽⁴⁶⁾。

チェスタにおける暴動の参加者は、義勇軍と街の人々であった。この暴動の「きっかけ」は、義勇軍の兵士が強制徴募されたことだが、ニューカースルの事例と異なり、明白な政治的意図は認められない。しかし、チェスタでの乱暴な強制徴募に対する不満が高まっていたことを留意すると、その不満こそが「下に横たわっている原因」とも解釈できる。この暴動の結果として、短期的には同僚の救出に成功し、長期的にはチェスタでの強制徴募の実行を困難にすることに成功したのである。一方、地方当局はこの暴動に対し、有効な策を取ることができず、強制徴募隊を市外に退避させることと軍隊の支援を要請することしかできなかった。また、確かに上官に暴力をふるったり、強制徴募隊本部を破壊したりするなど暴力的な一面も見られたものの、破壊したのはジャクソンが拘留されていた留置場と強制徴募隊本部だけであり、かつ自分たちの行為に対して申

し訳ないと感じていたことから、ある程度抑制されていたと評価できる。義勇軍だけでなく街の住民が加わり、内務大臣が求めた暴動に対する処分も見受けられないことから、義勇軍の行動は、周囲の民衆に受け入れられ、家父長的な庇護をも受けていたことがうかがえる。

本章では、強制徴募に関する騒擾を通して民衆の政治文化を分析してきた。イングランド北東部とチェスタの事例における類似点と相違点を挙げて、最後にモラル・エコノミー論と強制徴募騒擾を関連付けたい。まず、類似点については、どちらも騒擾の参加者は、強制徴募された当事者だけでなく他の賃金労働者や住民が加わっている。次に、ロジャースが指摘するような暴力的な一面もあったが、騒擾を起こした民衆は強制徴募に関する建物や人物のみを狙ったことから、規律のある騒擾だったともいえる。そして、いずれの場合も、共同体のコンセンサスを得ていたと考えられる。一方、相違点は、政治的活動との関連があるか、継続的に連帯して抵抗したか、伝統的な価値観を守るという信念が明白にみられるかどうかである。タインサイドでは、水夫は集団的に活動する伝統があったが、チェスタではそのような伝統はなかった。また、タインサイドでは、石炭船水夫の賃上げ闘争と連続したため海軍における

賃上げという明確な目標があった一方、チェスタでは強制徴募隊への不満があったのみであった。タインサイドでは、徴募海佐を介して、水夫と他の労働者と、地方当局と中央との複雑な互酬関係があり、チェスタでは、義勇軍と住民と、地方当局との間で互酬関係があった。そのうえで、伝統的な価値観を守るといふ信念と、当事者を取り囲む広範な支持に基づいていた。民衆は、モラル・エコノミーの考えに基づいて、強制徴募騷擾を引き起こしたのである。

第二章 ブリストルにおける強制徴募

第一章では、タインサイドとチェスタにおける事例を検討したが、本章ではブリストルの事例を分析する。ブリストルにおける強制徴募については、近年史料集が出版されるなど、他都市と比較して多種の史料があるばかりでなく、市政、産業、教区教会との関連性についても追求できる。加えて、イングランド西部地域の主要都市でもあるため、ブリストル都市史を研究する上でも、強制徴募の問題を考える意義があるだろう。ブリストルは奴隷貿易、砂糖、タバコなどの大西洋交易が盛んであった。しかし、一八世紀末にはブリストルの地位が減退してきた。対米貿

易はアメリカ独立戦争以降回復せず、西インド貿易はリヴァプールに抜かれた挙句、港の近代化が遅れたからである。⁽⁴⁷⁾人口は、一八〇一年の国勢調査では約六四〇〇〇人だった。⁽⁴⁸⁾ブリストル都市自治体は市長、参事会員二名、シエリフ二名、市会員二八名で構成されている。有力利害団体である「貿易商人協会」(Society of Merchant Venturers、以下SMV)は志願兵を集めるための奨励金を支出するなど海軍の人員徴集に協力的な側面もある一方、強制徴募の濫用への抗議も行った。また、SMVは水先案内人を統制した。フランス革命戦争時には、多数の「忠誠建白」(Loyal Addresses)を出し、小ピットを支持した。⁽⁴⁹⁾

ブリストルでは、海軍省から任命された徴募海佐が、強制徴募を含む人員徴集に関する業務を監督した。都市自治体や利害団体と交渉したのも海佐である。徴募海佐には高齢で一線を退いた人物が任命されると考えられてきたものの、若く精力的な人物が任命されるという評価もある。⁽⁵⁰⁾フランス革命戦争ではトマス・ホーカー海佐(Captain Thomas Hawker)が担った。ナポレオン戦争が始まった一八〇三年から一八一〇年七月まではジョージ・バーカー海佐(Captain George Barker)が、一八一〇年八月からジョン・フィリップス海佐(Captain John Philips)が担

当した。正確な交代時期は不明だが、少なくとも一八一三年五月からはマン・ドブソン海佐 (Captain Man Dobson) がナポレオン戦争終結まで受け持った。『ブリテン海軍の正士官』によると、これらの士官は徵募海佐に任命された時点で全員が四〇代を超えていたと推察され、壮年の士官が起用されたと考えられる⁵¹⁾。

特定の海港都市における強制徵募を対象とする先行研究は少なく、ブリストルについてはロジャースが検討しているのみである。ロジャースは、ブリストルでは商業的な干渉を引き起こしがちなため、なるべく批判を受けないように控えめに強制徵募が行われたと評価する。しかし、ロジャースはブリストルにおける強制徵募に関する政治文化を十分に考慮しているとはいえない。第一章で民衆の政治文化に注目して検討したので、本章では、港湾都市ブリストルにおける強制徵募について、都市エリートや中流層の政治文化に着目して分析する。具体的には、いかなる経路を用いて地方当局、利害団体、水夫やその家族が中央の海軍省と交渉しようとしたのか、そのような交渉に対して海軍省はどのような対応を取ろうとしたのかを明らかにする。本章では交渉事の対象別に分析していく。本章で分析する対象は、河川用運搬船水夫 (trowmen)、水先案内人 (pilots)、船頭 (watermen)、船大工、教区の問題、市長、

下院議員である。用いる史料は、ロジャースが編集した、『ブリストルにおける海軍への人員徵集』⁵²⁾である。これはブリストルで活動する徵募海佐が海軍省へ送った通信文や同封された請願の手紙などを、一七三九年から一八一五年まで収録している。

二一・河川用運搬船水夫

水運に頼っていたブリストルに食料や日用品を運んでいたのはセバーン川を航行する河川用運搬船だったため、それを動かす水夫はブリストルにとって重要だった。しかし、沿岸交易を担う水夫は強制徵募の格好の的でもあったため、市当局と海軍省の間で交渉が行われた。一八〇一年四月一五日付の市長からの手紙では、海軍委員に強制徵募した河川用運搬船水夫を除隊するよう徵募海佐に命令してほしいと要請したうえで、「我々の食糧運搬船 (Market Boats)、我々の食料供給に絶対的に必要である自由な通行を妨げないよう」命じてほしいと頼んでいる。市長不在のため行政官の命令で書かれた一八〇五年五月一日付の海軍委員に対する手紙では、徵募海佐が河川用運搬船水夫を強制徵募したために、河川用運搬船水夫らが逃げ出したしまったことを伝えている。「もし港に食糧をもたらすための自由通行が許されないならば、深刻な不便や不安に

させるような災難をこの住民にもたらずはすである」ため、強制徴募された河川用運搬船水夫の解放と徴募海佐にこのような事態を起こさないよう指示してほしいと頼んだ。しかし、海軍委員はこの水夫を除隊させる根拠がないと判断した。⁵³このように河川用運搬船水夫の強制徴募を巡っては、プリストルの食料供給に関わるという理由で市長や行政官が徴募海佐を通して海軍省と交渉した。

この問題についてバーカー海佐は一八〇六年四月二四日付の海軍省への手紙で、海軍委員の命令で河川用運搬船とその水夫の数を調べたところ、六〇から一二〇トンの運搬船が九八隻あり、それらは五八八人によって運行されると報告した。彼は、五〇人程度ならば強制徴募しても良いのではと提案した。その後海軍省は河川用運搬船水夫一〇人につき一人を徴集する割当制を行うように指示した。一八〇六年五月七日に行われたセバーン川交易商人の会合で、バーカー海佐を通した海軍省からの提案について話し合われた。提案は、前述したように、商人が雇用している河川用運搬船水夫一〇人につき一人を海軍へ提供すれば、残りの九人は戦争中強制徴募から保護されるというものだった。議長を含めて一三人が出席したこの会合において、「我々を保護する政府を支援するのは、全ての優良な臣民の義務」であり、「この重要な危機において、セバー

ン川の交易に関してこのような援助をできることは適切で賞賛に値する」ということで海軍省の提案を承諾した。ところが、全ての商人がこの提案に納得したわけではなかった。一八〇六年六月一七日付の通信文では、河川用運搬船の船主約四〇人が、一人の船主につきちょうど一〇人ずつ雇っているわけではないという理由で海軍省の提案を実行していないと明らかにされた。バーカー海佐は、非協力的な船主に割当を実行するのが困難な場合は知らせるようにと命令された。⁵⁴このように、徴募海佐を交渉役として、海軍省がプリストルの沿岸交易に干渉し、一部の商人が戦時であるという理由で応じるといふ構図が見られた。

河川用運搬船水夫の問題については、徴募海佐の側も慎重に行動していたことがうかがえる。一八一三年六月一日付の通信文によると、ドブソン海佐は保護されている河川用運搬船水夫の除隊に応じた。海佐は、現在河川用運搬船の問題に関して、誰が保護されているのかを把握するのが困難であると言いつつ、⁵⁵「できる限り河川用運搬船によるプリストルの交易を妨げないように気を付けている」と述べた。さらに、一八一三年一月二四日付の通信文で、ドブソン海佐が、保護証が濫用されているという不満をこぼしている。すなわち、海軍省による割当制にもかかわらず、一八〇六年五月からこれまでに五〇人程度し

か海軍に提供されていないばかりでなく、河川用運搬船水夫の代替要員として河川用運搬船水夫よりも劣った人物が多く入隊したとのことである。加えて、運搬船の船主は、船が水夫を保護していると考えているため、ある水夫が運搬船での勤務が終わったあとに、自分の地位を他者に売ること、保護を濫用していることだった。現在の保護の状況も不鮮明であることもあり、ドブソン海佐は海軍委員に今年いっぱい一旦保護を打ち切り、再度保護を与えろという方法を提案している⁽⁵⁵⁾。

地方当局はプリストルの食糧供給に必要という理由から、商人・船主は自分の商売に必要という理由から、河川用運搬船水夫を保護するために、徴募海佐を通して海軍省と交渉した。ただし、商人・船主は一枚岩となつて海軍省に協力するわけでもなかった。一方、海軍省は、なるべく慎重に地方当局と商人・船主と交渉した。両者のせめぎ合いがみられたのである。

二二・水先案内人・船頭

プリストルの出入港に際して水先案内人を雇う必要があるため、プリストルの交易と経済においてピル(守三)に住む水先案内人は肝要だった。船頭はセバーン川の浅瀬から商船が入っていくのを支援し、エイヴォン川へ入る際に

ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

曳航するといった水先案内人を補助するため、同様に重要であった。一方、水先案内人と船頭は、水夫を強制徴募から逃がしていたため、強制徴募隊からすると厄介な存在でもあった⁽⁵⁶⁾。海軍省が河川用運搬船水夫の次の標的に定めたのは、この水先案内人と船頭だった。海軍省は、一八〇三年五月の段階で水先案内人の数について把握するため、パーカー海佐に調査を命じた。その結果、スキフ船が二五隻で、四三人の水先案内人がいることが判明した。一八一三年五月にはドブソン海佐が水先案内人と船頭の状態について海軍委員に知らせた。それによると水先案内人は三八人で、船頭は一三四五人だった。ドブソン海佐は、船頭がプリストルに入港する船の水夫にプリストルで激しい強制徴募が行われていることを伝え、プリストルの手前で水夫を降ろすことで荒稼ぎしていると批判する。そのうえで、ドブソン海佐は水先案内とその補助として二〇〇人(水先案内人三八人、船頭一六二人)もいれば十分なので、水先案内人は三八人を、船頭は一〇人につき一人を保護すればよいのではと海軍委員に提案した。船頭については、一八一三年七月末に水先案内人を管理しているSMVの會長から、ピルに住む約二〇〇名の船頭のリストがドブソン海佐に送られてきた。一方で、船頭一〇人につき一人を海軍に提供するという六月四日付の海軍省による提案に、都

市自治体が注意を払っていないことが明らかとなった。海軍省はドブソン海佐に、割当で徴集しても良いと認められている人数を得られるまで、強制徴募されうる有能で健康な船頭を選ぶよう命令した。さらに、一八一五年五月、SMVの会長から死亡した一三人の代わりに新たに一三人のピルの船頭を保護してほしいという手紙がドブソン海佐によつて海軍省へ送られた。⁽⁵⁷⁾

このような割当制が行われた一方で、水先案内人と船頭の除隊を求める手紙が、プリストル内外から送られてきた。一八二二年八月に、ジェイムズ・マローウ (James Marlow) がセバーン川の水先案内人のリストに名前が載っていないため、水先案内人であると主張したものの、強制徴募された。ウエルズにあるチェプストウ (Chepstow) 港の商人、船主、主要な住人らによる約四〇名の署名のある手紙が、海佐を通して海軍委員に送られた。それによると、チェプストウからプリストルまでは岩や強い潮流が多いため、水先案内人がいないとチェプストウ港から輸出入できないし、マローウを除くと水先案内人は残り三人しかないため、彼を除隊してほしいと頼んだ。しかし、海軍省はこの請願を拒否した。一八一三年八月一八日付の海軍委員宛の手紙では、六人の子供を持つ未亡人の船頭である一七歳の息子は、母と弟を養う唯一の稼

ぎ手であるため除隊させてほしいと、サマセット州の治安判事、教区司祭 (vicar)、牧師補 (curate)、教区委員の署名があった。さらに、プリストル選出の下院議員であるリチャード・デービス (Richard Hart Davis, 1766-1842) も件の少年は一度も海に航海したこともないし、「困っている家族の第一の扶養者である」ことから除隊の口添えをしている。結局のところ、一八歳未満を強制徴募することは違法なため、海軍省はその旨を海佐に注意したうえで、除隊を命じた。同じく同年八月には、割当で強制徴募された船頭の除隊を船長から依頼された行政官が、ドブソン海佐を通して海軍委員に除隊を請願した。同年九月には、割当のために強制徴募された船頭の除隊願いが本人からドブソン海佐を介して海軍委員に届けられた。妻と四人の子供を養うための唯一の稼ぎ手であることが理由であったが、拒否された。このように個人のための除隊願いが送られてきた一方、都市自治体も船頭の割当制に不満を抱いていた。一八一四年二月一八日付の通信文でドブソン海佐が、「都市自治体はピルの船頭に関する割当制と全てのやり方について非常な不満を抱いている」と述べている。⁽⁵⁸⁾

商人・船主に保護されていた河川用運搬船水夫と同様に、船頭もSMVに保護され、SMVが海軍省と交渉した。徴募海佐が現状を調査し、主体的に割当制を提案し、

海軍省が具体的な割当制の人数を決定したが、河川用運搬船水夫の場合と同じく、なるべくブリストルの交易を妨害しないように気を付けていたことがわかる。

二二三. 船大工

ブリストルには海軍工廠こそないものの、民間の造船所はあつたため、船大工が住んでいた。海上交易や沿岸交易が盛んなブリストルにおいて、商船の建造・修理のために、船大工は重要な存在だった。海軍においても、長期の航海で戦闘や嵐などで艦が損傷した際に、その場で修理することのできる船大工が必要だったため、船大工は強制徴募の対象となりえた。ブリストルでは船大工による救出活動が数回行われた。例えば、一七九九年一〇月四日に、強制徴募された西インド商船に勤めていた船大工を救出するために、相当数の船大工が強制徴募隊本部の周辺に集まり、件の船大工を連れ出した。ミッチェル海尉 (Lieutenant Bowles Mitchell) が市長と行政官にこれを知らせたところ、彼らは首謀者を裁判にかける努力をすると述べた。しかし、あまりにも素早く船大工の奪還が行われたため誰が首謀者かわからず、行政官に頼んで船大工の親方に首謀者を見つけるよう依頼した。親方によると、船大工らは誤りを認めて、二度とこのような手段は取らないと

反省したため、海尉は法律に訴えないことにしたのである。このように、市長と行政官が強制徴募隊に協力的な態度を示すこともあつた。

一八〇四年八月には、強制徴募された西インド商船の船大工が、民間造船所所属の船大工らに救出された。パーカー海佐は、船大工らが仲間が強制徴募されたら彼らを助けると脅してきたと示した上で、海軍省に指示を求めたところ、行政官に支援を要請するように指示された。一八一〇年一月二七日にも、強制徴募された船大工を奪還するために、五〇〇人から六〇〇人の船大工が強制徴募隊本部を囲み、件の船大工の解放を要求したあとに、海尉や強制徴募隊員を殴打した。強制徴募隊の側は一人しかいなかったため、多勢に無勢であると判断したフィリップス海佐は強制徴募した船大工をあきらめざるをえなかった。このように、数の上で強制徴募隊を圧倒することは可能だったのである。対立の一方で、一八一三年五月にドブソン海佐が民間の造船所を訪れた際に、労働者が海軍省からの保護証を所有していないことに気付いた。造船所で働いている人々のリストをドブソン海佐が作つたうえで、造船所が保護証の発行を求めた。それは「ドブソン海佐の苦勞を減らし、我々にとつても便利」だろうとのことだった。海軍省はこれに合意した。商人もまた、船大工に関し

て強制徴募に干渉した。ドブソン海佐によると、船大工は何年にもわたって、強制徴募されずに、移動することが許されてきたようで、このため、海軍に入隊させる船大工の養成場が破壊されてきたと批判する。しかし、この状況を変えようとすると、この商人が、自分たちの船に船大工を得られなくなるために「非常に警戒するか、非常に不満に思う」だろうと述べている。⁽⁶⁰⁾

船大工は仲間を救出するために集団で行動した。市長や行政官は海佐に協力する姿勢を示した一方で、商人は自らの船に船大工を乗せられなくなるという経済的な理由で進んで協力しようとはしなかったのである。

二一四 教区の問題

いわゆる「エリザベス救貧法」⁽⁶¹⁾の規定に基づき、教区が救貧行政と救貧税を徴収する単位となった。しかし、ブリistolでは、一六九六年の議会制定法で承認され設立されたブリistol救貧社 (Bristol Corporation of the Poor) が、救護院 (hospital) と労役所 (workhouse) を設立するため、これまで教区ごとを集めていた救貧税を一括して管理していた。⁽⁶²⁾ フランス革命戦争・ナポレオン戦争期に既婚男性が陸軍・海軍に入隊することで、救貧税の負担が増えた。いったん奨励金を使い切ると、多くの家族が教区

に頼るほかなかった。例えば、一七九三年にはサンダーランドの貧民監督官が、救貧税が年間一〇〇〇ポンドから三〇〇〇ポンドに上がったのは、強制徴募された水夫の家族が原因であると推定した。⁽⁶³⁾ このように、一家の稼ぎ手である夫や息子が強制徴募されることで、残された家族が貧困に苦しむことになるばかりでなく、教区の負担が増えることにもなる。⁽⁶⁴⁾ そのため、強制徴募された水兵の除隊を求める手紙に、教区の役人が口添えすることは当然のことでもあった。

例えば、一八〇八年六月にブリジウォータリーの北東に位置するハンツピル (Huntspill) の教区司祭、教区委員、貧民監督官からバーカー海佐に強制徴募された石工の除隊を求める請願が送られた。その石工は妹を学校へ通わせているばかりでなく母も養っているため、教区の役人は、石工が両親の生活費を稼いでいることを理由に熱心に除隊させたがっていた。さらに、一八〇九年三月にウエールズ西部のカーマーゼン (Carmarthen) の商船の航海士がブリistolで強制徴募された。この航海士には妻と四人の子供がおり、彼の労働以外で彼らを養うことができないため、カーマーゼンの牧師 (minister)、教区委員、治安判事、商人、商船船長、商船船主からの請願がバーカー海佐を通じて海軍省へ送られ、商船の航海士は元々強制徴

募から免除されていることもあり、この請願は認可された。一八一一年八月には、プリストル近郊のクリフトン(Clifton)に住む船大工が強制徴募され、クリフトンの牧師、教区委員、船大工の親方を含む住民による海軍委員への請願がフリップス海佐に送られた。彼の仕事のおかげで教区の援助を受けずに家族が養われていたが、強制徴募されたせいで、現在は教区の支援を受けているため、除隊してほしいと求めた。しかし、海軍省はそのような理由で除隊できないと拒否した。⁽⁶⁵⁾このように、プリストル以外の地域からも残された家族を養うために必要だという理由で、強制徴募された人々の除隊を求める手紙が徴募海佐を通して海軍省に送られたのである。

強制徴募されたのではなく、海軍に志願した水夫の家族や教区の役人からも請願が来た。例えば、一七九七年八月には、プリストル南部の内陸のラドストック(Radstock)から志願した息子の除隊を求める手紙が送られた。息子が未亡人と七人の子供を養う手段がないことから息子を除隊させてほしいと希望し、教区司祭、教区委員の署名が添えられた。また、一八〇八年七月にバースの南部に位置するモンクトン・クーム(Moncton Combe)の教区役人から、自暴自棄になって志願した男の除隊を求める手紙が送られた。彼には妻と二人の子供がおり、彼が除隊を許され

石工として働くことができれば、地域にとっても不幸な家族にとっても良いことだと述べ除隊を求めた。教区の役人は、代替要員を用意するとまで述べた。⁽⁶⁶⁾

強制徴募か志願かにかかわらず、教区の役人や聖職者、有力者が、海佐を通して海軍委員に水兵の除隊を求める請願を送った。理由としては、水兵が一家の稼ぎ手であるか、もしくは、除隊されなければ教区の負担が増えるからというものだった。しかし、海軍省は元来保護されている人員を除いては除隊の求めに応じなかったのである。

二一五. 市長と強制徴募

プリストル市長はどのように強制徴募と関わったのだろうか。市長は強制徴募に協力する場合と、強制徴募に非協力的な場合があった。一八〇四年二月の通信文では、バーカー海佐が、市長以外から誘われる公的な夕食会を断り、西インド商人と会うのは辞退していると述べ、金品の誘惑には屈していないと説明している。このように、海佐は市長とのつながりは重視していたのである。一七九八年三月には、市長がホーカー海佐に強制徴募された水夫を除隊して欲しいとの通知を送った。しかし、海佐から「海軍省の命令で、海軍委員に知らせることなしにいかなる人物も除隊させない」ようになってしていると伝えられたため、市

長から海軍省へ海佐を通じて以下の通知を送った。それには、もしこれが内務規定となつてゐるならば、ホーカー海佐に将来の強制徴募認可証の更新のための信用を付与しないし、海佐は自由に権力を行使できなくなるだろうと伝えられた。いかに海軍省による強制徴募とはいえ、自治体の市長や行政官の協力がなければ円滑な人員徴集は非常に困難なため、市長によるこの通知は、一種の脅しのようなものだった。しかし海軍省は、どれほど不適切な強制徴募が行われたとしても、海軍委員に状況を知らせなければならぬと市長に伝えるよう指示した。一八〇四年二月には、強制徴募された航海士の除隊を求めて、市長が手紙を送った。その航海士は元参事会員の孫であり、彼の縁故の立派な (respectability) から海軍委員に除隊するよう要請した。海軍省は代替要員二名を集めれば除隊を許可するとした。一八一二年一月には、市長がフィリップ海佐に三人の少年を徒弟であるという理由で、除隊するよう書き送った。海佐が調査したところ、ウルバーハンプトンにその三人の親方がいることを見つけたため、除隊した。一八一三年八月の通信文でドブソン海佐は、ブリストルの都市自治体と商人は、彼らが義務付けられたこと以外に海軍へ人員徴集するために何もしないと、思ふと述べた。⁶⁷

一方で、市長は海軍の人員徴集に協力もした。一七九八

年五月には、市長がホーカー海佐に王党派のフランス人を入隊させるかどうかを尋ねる手紙を送った。ところが、ホーカー海佐が海軍省に指示を仰いだ結果、いかなるフランス人も海軍への入隊は許可できないと知らされた。一七九九年一〇月に船大工の集団が強制徴募された船大工を救出しようとした際には、市長と行政官は、首謀者を裁判にかける準備があると伝えていた。フランス革命戦争末期の一八〇一年二月には、ブリストル駐在の徴募海佐であるホーカーへの感謝が決議された。市長、参事会員、市会員が全会一致で「この都市の公共と平穩に資するように強制徴募部を運営するうえで海佐が払った細心の注意」に対する感謝が決議されたのである。⁶⁸

二一六. 下院議員と強制徴募

市長や教区の役人、商人だけでなく議員も人員の除隊に口添えた。一八一二年二月に、強制徴募された一九歳の少年の除隊を求める手紙が、コルチェスター選出議員でブリストルの西インド商人かつSMVの会員でもあるリチャード・デービスからフィリップス海佐を通して海軍省に送られた。これによるとデービスの家に、少年が働いていたアボッツ・リー (Abbots Leigh) の住人による請願が届けられたため仲立ちした。しかしこの件は許可され

なかった。ところが、グロスターシャー州統監である第六代ボーフォート公 (Duke of Beaufort) が、近隣の立派な人々からこの少年の除隊を手助けしてほしいと頼まれ、少年が年老いた貧しい両親の唯一の資金源であるため、除隊してけると私も嬉しいと手紙を書いた。これでこの件は再考されたものの、結果は不明である。²⁰⁾

強制徴募された人員だけでなく志願した人物の除隊にも、議員は橋渡しを試みた。一八〇五年一月にプリストル選出のトリーのブラッジ・バサースト (Bragge Bathurst 1754-1831) は、志願した陸者の除隊を求める自分の選挙区の有権者からの手紙を、バーカー海佐を通して海軍省に送った。彼は片目がほぼ見えないため海軍の任務に不適切であると口添えした。母親からの手紙では、息子は衝動的に志願してしまい、母と弟の大家族の家計をタバコ商人として支えているため除隊を求めた。海軍省は陸者二人を代替要員として用意すれば除隊するとした。一八一五年二月には、プリストル選出でホイッグのエドワード・プロザロ (Edward Protheroe, 1774-1856) から、志願した息子の父親からの手紙を同封し、彼は耳が聞こえないから除隊してほしいと書いた。しかし、海軍省は耳が聞こえない事実はないとして除隊を許可しなかった。一八一五年三月には、志願した船大工の父親から息子は自分の過ちを後悔し、除

隊を願っていることが手紙に書かれた。また、プロザロはこの船大工の除隊を求めたが、海軍省は志願したため除隊は許可できないと判断した。²¹⁾このように、たびたび下院議員が強制徴募か志願かにかかわらず、請願を通して除隊の仲介を試みるがあった。ただし、下院議員の口利きをもってしても海軍省が除隊を許可するとは限らなかった。

おわりに

本稿では、フランス革命戦争・ナポレオン戦争期における強制徴募をめぐる政治文化を分析してきた。強制徴募騒擾については、モラル・エコノミー論を用いて民衆の政治文化を検討した。タインサイドにおいてもチェスタにおいても互酬関係はみられた。タインサイドでは、水夫が家族を養えるだけの給料は支給されるべきだという伝統的価値観を防衛しているという信念を持ち、その他の労働者や地元紙の編集者といった水夫の周りの民衆が、騒擾を支持していた。一方、チェスタにおいては、強制徴募隊への不満が、義勇兵の徴募で一気に噴出し、暴動につながった。チェスタの住民が強制徴募されてきたこともあり、住民は義勇軍に協力し、地方当局も義勇軍への処罰を曖昧にしたのである。民衆による行動は、暴力的ではあったものの、

規律ある騷擾であり、一時的な目的は達成された。タインサイド地方当局は奨励金の増額という対策を取ったが、根本的な解決には至らず、チェスタの地方当局同様、最終的には軍事力に頼ろうとしたのである。

海港市プリストルにおける都市エリートや中流層の政治文化を考察したところ、河川用運搬船水夫、水先案内人、船頭については、地方当局、利害団体、商人・船主のような中流層が、プリストルの交易や自らの利益に必要であるという理由で、保護しようと、徵募海佐を通して海軍省と交渉した。一方、船大工は集団的な行動を取り、自ら強制徵募に抵抗しようとした。また、教区の役人や聖職者、市長、下院議員は、教区の負担が増える、知人や有権者から依頼されたという理由で、徵募海佐を通して海軍省に請願を送り、水兵の除隊を求めた。このように、プリストルにおいては、徵募海佐を仲介役として、多様な主体が複雑に相互作用を及ぼしていた。民衆と都市エリート・中流層の政治文化を検討した結果、ダンシーの指摘通りに強制徵募された人数が下方修正されるとしても、強制徵募は、水夫だけではなく、教区、地方当局、利害団体、商人にとっても密接に関わる問題だったことが明らかになったのである。

今後の課題を述べて、本稿を終えたい。本稿では、フラ

ンス革命戦争・ナポレオン戦争期のイングランドの海港都市における強制徵募の分析にとどまった。しかし、イングランドだけでなく、スコットランドやアイルランド、さらに植民地の港湾都市における強制徵募についても考察する必要があるだろう。地理的な広がりに加えて、政治文化は時代ごとに変化するため、別の時期の強制徵募についても検討したい。

註

(1) 強制徵募の詳細な制度、合法性、方法等については、拙稿「ブリテン海軍における強制徵募の制度・フランス革命戦争・ナポレオン戦争期を中心に」『西洋史論叢』第三六号(二〇一四年)、一三三―一四二頁を参照すること。

(2) この時代の水兵は、現代のような長期間海軍で勤務する海軍専属の「水兵」に当たるものではなかったことに留意する必要がある。(薩摩真介「第二章 海軍」六四頁、金澤周作編『海のイギリス史』(昭和堂、二〇一三年)、五〇―七六頁)

(3) 例えは、Michael Arthur Lewis, *A Social History of the Navy, 1793-1815* (London, 1960), Christopher Lloyd, *The British Seamen 1200-1860: A Social Survey* (Cranbury, 1970)

- (4) N. A. M. Rodger, *The Wooden World: an Anatomy of the Georgian Navy* (London, 1986).
- (5) Daniel James Ennis, *Enter the Press-Gang: Naval Impressment in Eighteenth-Century British Literature* (Newark, 2002), Nicholas Rogers, *The Press Gang: Naval Impressment and its Opponents in Georgian Britain* (London, 2007), Denver Alexander Brunsman, *The Evil Necessity: British Naval Impressment in the Eighteenth-Century Atlantic World* (Charlottesville, VA, 2013).
- (6) J. Ross Dancy, *The Myth of the Press Gang: Volunteers, Impressment and the Naval Manpower Problem in the Late Eighteenth Century* (Woodbridge, 2015).
- (7) 近藤和彦「政治文化の社会史にむけて：『パリのフランス革命』・イン・コンテクト」『思想』七七六号（一九八九年）七三～八八頁、近藤和彦「総論：政治文化 何がどう問題か」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題二』（青木書店、二〇〇三年）、二四〇～二五六頁、リン・ハント、松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』（平凡社、一九八九年）。
- (8) H. T. Dickinson, *The Politics of the People in Eighteenth-Century Britain* (New York, 1995).
- (9) Dickinson, p. 125.
ブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化
- (10) エドワード・P・トムスン、市橋秀夫、芳賀健一訳『イングランド労働者階級の形成』（青弓社、二〇〇三年）七五頁。
- (11) ショージョーリユード、古賀秀男、志垣嘉夫、西嶋幸右訳『歴史における群衆：英仏民衆運動史 1730～1848』（法律文化社、一九八二年）七四頁。E. P. Thompson, 'The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century', *Past & Present* 50 (1971), pp. 78-79. 近藤（一九八九年）七六～八一頁。
- (12) Norman McCord & David E. Brewster, 'Some Labour Troubles of the 1790's in North East England', *International Review of Social History* 13: 3 (1968), pp. 366-383.
- (13) J. Stevenson, 'The London "Crimp" Riots of 1794', *International Review of Social History* 16: 1 (1971), pp. 40-58.
- (14) ビーター・ラインバウ、マークス・レディカー、栢木清吾訳「多頭のヒドドラ：一八世紀における水夫、奴隸、そして大西洋の労働者階級」『現代思想』第三九巻、第一〇号（二〇一一年）三三～五九頁。
- (15) Rogers, (2007), pp. 37-58.
- (16) D. J. Rowe, 'The Keelmen of Tyne-side', *History Today* 19:

- 4 (1969), pp. 248-254.
- (17) Gordon Jackson, 'Ports 1700-1840' in Peter Clark (ed.) *The Cambridge Urban History of Britain*, vol. 2. (Cambridge, 2000), pp. 705-731.
- (18) Norman McCord, 'The Impress Service in North-East England during the Napoleonic War' in Tony Barrow (ed.) *The Pressgangs and Privateers* (Tyne and Wear, 1993), p. 23.
- (19) C. M. Fraser & K. Emsley, *Tynside* (London, 1973). 特に第四章を参照。
- (20) McCord & Brewster, p. 366.
- (21) Rowe, p. 251. キールメンのストライキは一七〇八、一七一〇、一七一九、一七三八、一七四〇、一七四九、一七五〇、一七七一、一七九四、一八〇三、一八〇九、一八一九、一八二二年に発生した。
- (22) McCord & Brewster, pp. 367-377. ロンドン港で航海者たちには、ペンシオンメントがあったのが、ペンシオンメントを増額された。
- (23) Karel Davids, 'Seamen's Organizations and Social Protest in Europe, c. 1300-1825' in Catharina Lis, Jan Lucassen and Hugo Soly (eds.) *Before the Unions: Wage Earners and Collective Action in Europe, 1300-1850* (Cambridge, 1994), pp. 145-169.
- (24) 海軍の給料は、一六五三年から水兵反乱のあった一七九七年まで変わらなかった。一等水兵が大陰月一か月あたり二四シリング、二等水兵が同一九シリング、陸者が同一八シリングだったが、グリニッジ王立海軍病院への積立金等が控除されるため、実質的な受給額はそれぞれ二シリング六ペンス、一七シリング六ペンス、一六シリング六ペンスであり、通年ではそれぞれ一四ポンド一ニシリング六ペンス、一ポンド七シリング六ペンス、一〇ポンド一ニシリング六ペンスだった。(Rodger, p. 125.) 一方、キールメンは一年間に少なくとも四〇ポンドは稼いでいるとの報告がある。(McCord & Brewster, p. 376.)
- (25) 海軍への入隊を促すための奨励金で、志願した場合に受給できる。一等水兵は五ポンド、二等水兵は二ポンド一〇シリング、陸者は一ポンド一〇シリングだった。(Dancy, p. 57.)
- (26) The National Archives [TNA], HO 42/24/131, 132, *Tyne Britain*, 7 February 1793.
- (27) *The Morning Post*, 7 February 1793.
- (28) TNA, HO 42/24/152.
- (29) トリニティ・ハウスは、水先案内人の訓練・任命する権限、船体を安定させるための「重し」となるバラスト(底

荷)を扱う特権、航路標識を設置・管理する特権を有しており、港や海運業と密接にかかわる組織だった。(林田敏子「港——「繁栄」の光と影——」金澤編、一〇九頁、一〇一〜一二四頁)

- (38) TNA, HO 42/24/147.
- (39) TNA, HO42/23/348.
- (40) TNA, HO 42/24/222
- (41) *The Times*, 27 February 1793.
- (42) TNA, HO 42/24/232
- (43) TNA, HO 42/24/250.
- (44) TNA, HO 42/24/251.
- (45) *Journals of the House of Commons*, vol. 48, p. 278.
- (46) TNA, HO 42/23/351.
- (47) *The Sun*, 27 March 1793.
- (48) TNA, HO 42/25/87.
- (49) 水兵反乱にともなう Ann Veronica Coats & Philip MacDougall (eds) *The Naval Mutinies of 1797: Unity and Perseverance* (Woodbridge, 2011).
- (50) C. P. Lewis & A. T. Thacker (eds) *A History of the County of Chester*, Vol. 5 (London, 2003).
- (51) TNA, HO 42/74, ff. 176-177.
- (52) 義勇軍は、フランス革命戦争の開戦初期に、フランスにブリテン海軍における強制徴募をめぐる政治文化

よる侵攻に備えるために、ブリテンの海岸沿いに設立された組織であり、ナポレオン戦争の開戦直前に再び組織された。(Emsley, p. 39, p.99)

- (45) TNA, HO 42/69/88, TNA, HO 42/74, ff. 176-177 & ff. 230-232. *The Morning Post*, 16 January 1804.
- (46) *Cobbett's Weekly Political Register*, 14 January 1804. ロベットが心配するところの義勇軍による強制徴募暴動は新聞記事を検索する限り発生してはいるが、一八〇六年四月にノースミールズで似たような事件があった。サセックス連隊が、強制徴募された兵士を救出し、裁判にかけられたものの無罪だった。(The *Lancaster Gazette and General Advertiser for Lancashire, Westmorland, &c.*, 5 April 1806.)
- (47) W. E. Minchinton, 'Bristol-Metropolis of the West in the Eighteenth Century', in Peter Clark (ed.) *The Early Modern Town* (New York, 1976), pp. 297-313.
- (48) W. E. Minchinton, *The Port of Bristol in the Eighteenth Century* (Bristol, 1962), pp. 136-138.
- (49) Patrick McGrath, *The Merchant Venturers of Bristol* (Bristol, 1975), pp. 102-122, 170-179.
- (50) Rodger (2007), pp. 166-167.
- (51) David Syrett & R.L. Dinardo (eds.), *The Commissioned*

- Sea Officers of the Royal Navy, 1660-1815* (Aldershot, 1994). 海尉に昇進した年齢を最年少の一九歳だと仮定すると、徴募海佐に任命されるまで、それぞれ三四年、二一年、二五年、三一年が経過している。
- (62) Nicholas Rogers (ed.) *Manning the Royal Navy in Bristol: Liberty, Impressment and the State, 1739-1815* (Bristol, 2013).
- (63) 365, 435 in Rogers (2013). 引用した史料については、『ブリストルにおける海軍への人員徴集』内で付されている通し番号を記載する。
- (64) 450, 452 in Rogers (2013).
- (65) 568, 587 in Rogers (2013).
- (66) Rogers (2007), p. 76.
- (67) 379, 566, 575, 631 in Rogers (2013).
- (68) 546, 576, 578, 579, 596 in Rogers (2013).
- (69) 341 in Rogers (2013).
- (70) 402, 515, 564, 573 in Rogers (2013).
- (71) 救貧法について Anthony Brundage, *The English Poor Laws, 1700-1930* (Houndmills, 2002) を参照。
- (72) ブリストル救貧社について E. E. Butcher, *Bristol Corporation of the Poor, 1696-1898* (Bristol, 1972) を坂本史「名誉革命体制下の地方都市エリート：ブリストルにおけるモラル・リフォーム運動から『史學雜誌』第一〇六編、第二二号（一九九七年）、二〇六七～二一〇〇頁。
- (73) Emsley, pp. 39-40.
- (74) 残された家族は、救貧に頼るか、それができないならチャリティにすがることができる。残された妻は最悪の場合、物乞いをするということもあった。水夫の妻と貧困について Margarette Lincoln, *Naval Wives & Mistresses* (Stroud, 2011), pp. 135-137.
- (75) 489, 497, 525 in Rogers (2013).
- (76) 323, 491 in Rogers (2013).
- (77) 329, 419, 532, 576 in Rogers (2013).
- (78) 332 in Rogers (2013). ただし、フランス人に対するブリテン海軍の対応は一貫しておらず、例えばトラファルガーの海戦において、ネルソン提督乗乗の旗艦ヴィクトリー号にフランス人が水兵として乗艦していた。(Lewis, p. 129)
- (79) 341, 373 in Rogers (2013).
- (80) 517 in Rogers (2013).
- (81) 425, 619, 622 in Rogers (2013).